

## 第26回

# 読谷村農業委員会会議録

第26回 読谷村農業委員会総会 議事録

開催年月日	令和7年10月28日（火）				
開催時刻	14時00分 開会 15時00分 閉会				
開催場所	読谷村役場 3階大会議室				
農業委員の出欠状況	出席者8名 欠席者2名				
議席番号	氏名	摘要	議席番号	氏名	摘要
1番	幸喜 敦子	出	6番	棚原 靖	欠
2番	知花 竜	欠	7番	與久田 一徳	出
3番	伊波 正景	出	8番	山内 一真	出
4番	比嘉 健二	出	9番	真栄田 武	出
5番	儀間 景子	出	10番	比嘉 幸男	出
農地利用最適化推進委員の出欠状況		出席者8名 欠席者0名			
氏名		摘要	氏名		摘要
津波 宏		出	新垣 勝二		出
仲村渠 英正		出	比嘉 豊彦		出
知花 徳栄		出	池原 昌邦		出
比嘉 光雄		出	屋宜 清		出
事務局職員	局長 屋良 朝敬 係長 寺西 正吾				

議事日程

日程1	会長諸般の報告
日程2	会議録署名委員の指名について
日程3	会期の決定について
日程4	報告第10号 農地転用許可指令の接受について
日程5	議案第44号 農地法第3条買受適格証明について
日程6	議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程7	議案第46号 非農地証明願いについて
日程8	議案第47号 農地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について

議長

これより第26回読谷村農業委員会総会を始めます。

- 日程1 会長諸般の報告 —
- 日程2 会議録署名委員の指名 —
- 日程3 会期の決定について —

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、会期は本日1日限りで決定しました。

次に、日程4の報告第10号 農地転用許可指令の接受について、事務局より報告をお願いします。

事務局

議案書1ページをお開きください。

報告第10号 農地転用許可指令の接受について。

議長

報告ですので質疑がなければ進行してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長

それでは次に日程5の議案第44号 農地法第3条買受適格証明について議題とします。提案理由の説明を事務局からお願いします。

事務局

議案第44号 農地法第3条買受適格証明について。

議長

では、これより審議に入ります。受付番号1番について、説明のほうは事務局のほうからお願いしたいと思います。

事務局

航空写真の1ページをお願いします。この買受適格証明願いについては、先月も1件、南城市の法人が出されておりました。今回は個人です。競売の参加に当たっての買受適格証明の申請になっています。議案書にもあるとおり、営農計画書で農業に従事する者ということで一応資料を載せています。実際は同居する親族等も農作業に従事している、本人も150日やりますという計画にはなっています。今回は買受適格証明願いの買受適格者であるかどうかという判断ですので、特に問題はないかと思っています。今後また最高落札者になれば、農地法の3条が出てきます。その際には、この競売は

持ち分2分の1になりますので、例えば半分が農振農用地にかぶっていて半分が除外されている土地になっています。3条が出てきたときにまた、その辺は詳しく審議したいと思っています。今回は特に問題ないかと思っています。

議長

ただいま事務局のほうから説明がございましたけれども、事務局としては証明相当という御意見であります。

関連して委員からの御質問がありましたら、お願いします。

(「進行」の声あり)

議長

では質疑を終結して、これより採決を行います。

受付番号1番は証明相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号1番は証明相当で決定しました。

次に日程6の議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書7ページをお開ください。

議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について。

議長

ただいま、農地法第5条の規定による許可申請について説明がございました。これより審議に入ります。

まず受付番号1番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。

津波推進委員

推進委員の津波です。写真のほう、2ページです。申請地は用途地域内にあり、一般住宅を計画していることから、許可基準適合表をクリアすれば問題ないということですので、許可基準適合表をクリアしていますので、可でお願いします。

議長

現地を確認した津波推進委員のほうからは、許可基準適合表をク

リアし、何ら問題ないということで、許可相当の御意見であります。ほかに委員からの御意見がありましたらお願いします。

(「進行」の声あり)

議長

進行の声ですので、質疑を終結してこれより採決を行います。  
受付番号1番は、許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号2番と3番は関連しておりますので、一括して審議を行います。まずは現地を確認した委員から御意見をお願いします。

委員(8番)

山内です。申請地は住宅地に隣接しており、賃貸住宅を計画しており、許可基準適合表をクリアすれば問題ないが、クリアされていないので、今回不許可でお願いします。

議長

現地を確認した山内委員のほうからは、許可基準適合表がクリアされていないということで不許可相当の御意見であります。

これに関してほかの委員から御質問はありますか。

(「進行」の声あり)

議長

進行の声ですので、質疑を終結してこれより採決を行います。  
受付番号2番と3番は、不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号2番と3番は不許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号4番について、現地を確認した委員から御意見をお願いします。

**委員（6番）** 6番棚原です。写真のページの真ん中です。申請地は住宅地に隣接しており、一般住宅を計画していることから、許可基準適合表もクリアしていますので、許可相当をお願いします。

**議長** 現地を確認した棚原委員のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかに委員からの御意見がありましたらお願いします。

（「進行」の声あり）

**議長** では質疑を終結して、これより採決を行います。  
受付番号4番は、許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長** 異議なしと認め、受付番号4番は許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号5番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。

**委員（4番）** 4番比嘉です。受付番号5番につきまして資料の5ページです。申請地は用途地域内にあり、一般住宅を計画していることから、許可基準適合表をクリアすれば問題なく、クリアしているので許可相当をお願いします。

**議長** 現地を確認した比嘉健二委員のほうからは、許可相当の御意見がありました。他委員からの御質問がありましたらお願いします。

（「進行」の声あり）

**議長** 進行します。質疑を終結して採決を行います。受付番号5番は、許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号5番は許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号6番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。

委員(9番)

9番真栄田です。写真の6ページをお願いします。受付番号6番の土地は住宅地に隣接しており、何ら問題ないことから許可相当でお願いします。

議長

現地を確認した真栄田委員のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかに委員からの御質問がありましたらお願いします。

(「進行」の声あり)

議長

ないようですので、質疑を終結して採決を行います。

受付番号6番は、許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号6番は許可相当で進達することに決定しました。次に受付番号7番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。

比嘉豊彦  
推進委員

豊彦です。航空写真の7ページの真ん中で御覧になってください。申請地は住宅地に隣接しており、賃貸住宅を計画していることから、許可基準適合表もクリアしているので、許可相当でします。

議長

現地を確認した比嘉豊彦委員のほうからは、許可基準適合表に何ら問題ないということで許可相当の御意見であります。

ほか委員からの御質問がありましたらお願いします。

(「進行」の声あり)

議長

ないようですので、質疑を終結して採決を行います。  
受付番号7番は、許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号7番は許可相当で進達することに決定しました。

次に、受付番号8番と9番は関連しておりますので、一括して審議を行います。この説明は事務局のほうからお願いします。

事務局

航空写真の8ページをお願いします。写真からも見て分かるとおり、この土地については平成22年3月から現在駐車場として使用されております。今後は、賃貸住宅を計画したいということで、顛末書も一応添付されておりますので、特に問題はないかと思っております。以上です。

議長

現地を確認した事務局の説明のほうでは、顛末書も添付されて問題ないということで許可相当の御意見であります。

ほかに委員からの御質問がありましたらお願いします。

(「進行」の声あり)

議長

ないようですので、質疑を終結して採決を行います。  
受付番号8番と9番は、許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号8番と9番は許可相当で進達することに決定しました。次に受付番号10番について、説明については事務局のほうからお願いします。

事務局

航空写真の9ページをお願いします。写真の真ん中辺りに土間コンが打たれていると思います。これは隣の土地に土間を打って後

に、隣の土地に入っているというのが分かって、その入っている分を敷地拡張として購入しようということになっています。昨年の12月に設置して、顛末書も一応添付されておりますので問題なしかなと思っています。以上です。

議長 現地を確認した事務局の説明のほうからは許可相当の御意見であります。ほかに御質問がありましたらお願いします。

(「進行」の声あり)

議長 進行の声ですので、質疑を終結して採決を行います。  
受付番号10番は、許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、受付番号10番は許可相当で進達することに決定しました。

次に、受付番号11番と12番は関連しておりますので、一括して審議を行います。説明については事務局からお願いします。

事務局 航空写真の10ページです。お願いします。申請地は平成4年3月に住宅が建築されて、その際に進入路として分筆はされています。その後に放置され、今回所有権移転したため申請になっています。家が3棟建っていて、手前のほうは村道に接しています。その真ん中とその奥については、この進入路がないと今後また改築とかできないので、そのため申請しています。顛末書も添付されておりますので、特に問題はないかなと思っています。以上です。

議長 事務局の説明では許可相当の御意見であります。  
ほかに御質問がありましたらお願いします。

知花推進委員 これ、今までは違反転用で。

事務局 そうです。家を建てたときにそのままコンクリートをやって、水

道を通してとか、多分やっているはずです。

**知花推進委員** これ、税務課あたりから分筆があると課税は課税で上がってきたのか。

**事務局** 本人たちからです。土地整理したいが、共有名義になっているので整理したいとのこと。

**議長** ほかに御質問はないですか。

(「進行」の声あり)

**議長** 進行の声ですので、質疑を終結して採決を行います。  
受付番号11番と12番は、許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認め、受付番号11番と12番は許可相当で進達することに決定しました。

次に、日程7の議案第46号 非農地証明願いについて議題とします。事務局から説明をお願いします。

**事務局** 議案書10ページをお開きください。  
議案第46号 非農地証明願いについて。

**議長** ただいま非農地証明願いについての提案理由の説明がありました。これより審議を行います。  
まず受付番号1番について、説明を事務局からお願いします。

**事務局** 航空写真の11ページをお願いします。非農地の部分は右下の黄色い部分になります。これは5条の受付番号1番のほうで転用申請が出てきている土地の一部になっているが、売買するに当たって測量したときに、隣のお家の敷地内に入っているというのが分かったため分筆して非農地で対応します。特に問題はないと思っています。

議長

現地を確認した事務局の説明は証明相当の御意見になります。  
ほかに御質問がありましたらお願いします。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声ですので進行します。質疑を終結して採決を行います。

受付番号1番は、証明相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号1番は証明相当と決定しました。

次に受付番号2番について、これも説明は事務局のほうからお願いします。

事務局

航空写真の12ページの上のほう、非農地の②というところです。  
これは楚辺通信施設の跡地になっています。このピンクの円が通称像のオリの敷地になっています。その中であって、返還時でも耕作されていない状況で、現在耕作されておきませんので、非農地で問題ないかと思えます。

議長

現地を確認した事務局の説明は証明相当の御意見であります。  
委員からの御質問がありましたらお願いします。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声ですので、質疑を終結して採決を行います。

受付番号2番は、証明相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号2番は証明相当と決定しました。

次に受付番号3番について、現地を確認した委員をお願いします。

比嘉推進委員	<p>写真の同じく12ページの非農地の3番を御覧ください。申請地は高木が生い茂り、20年以上耕作されていない農地であります。今後継続的な利用が見込まれず、農地行政上も特に支障がないことから非農地として問題ありません。証明相当で。</p>
議長	<p>現地を確認した比嘉豊彦委員のほうからは、20年以上耕作がされていないということで、非農地として何ら問題ないということで証明相当の御意見であります。</p>
	<p>ほかに委員からの御質問がありましたらお願いします。ないようですので、進行してよろしいですか。</p>
	<p>(「はい」の声あり)</p>
議長	<p>それでは採決を行います。</p>
	<p>受付番号3番は、証明相当で決定することに御異議ございませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、受付番号3番は証明相当と決定しました。</p>
	<p>非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載につきましては、事務局に一任することによろしいでしょうか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載については、事務局に一任することに決定しました。</p>
	<p>次に、日程8の議案第47号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見決定について議題とします。提案理由の説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第47号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見決定について。</p>

事務局 それでは説明いたします。12ページです。  
その前に一度休憩をお願いしてもいいですか。

議長 休憩します。

— 休憩 —

議長 再開したいと思います。

事務局 現況写真1ページをお開きください。

議長 それでは、ただいま農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定についての提案理由の説明がございました。本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見が求められております。  
これより質疑を行いたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いします。

屋宜推進委員 設定する利用権の期間はなぜ1か月設定しているのか。

事務局 キビの収穫が終わって返すまで時間が欲しいということで、3月末ではなくて4月30日で終了してほしいということで、借り手の方から要望があったので、それで1か月になっています。

屋宜推進委員 分かりました。

議長 ほかに御質問はないですか。なければ進行してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長 では、質疑を終結して、これより採決を行います。  
ただいま議題となっております議案第47号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定については、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議案第47号は原案どおり決定しました。

これをもちまして、日程1から日程8まで全ての審議が終了しました。議決事項の議事整理については、会長に一任することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議決事項における議事整理については会長に一任されました。

皆さんの御協力の下、第26回読谷村農業委員会総会が終了いたしました。